

国家戦略特別区域 区域計画 (案)

目次

1. 東京圏	1
2. 福岡市・北九州市	3
3. つくば市	5
4. 大阪府・大阪市	7
5. 加賀市・茅野市・吉備中央町	9

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 5 年 10 月 11 日
東京圏国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 略

(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

(国家戦略特別区域法第 21 条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

①～④③ 略

④④ 住友不動産株式会社が、八重洲二丁目南地区において、国際ビジネス・観光拠点となる東京駅前地区における東京駅と京橋駅をつなぐ地下歩行者ネットワークや、アフターパラリンピックの拠点整備の一環としてパラスポーツ等の振興拠点・ユニバーサル客室を有するホテル・パラスポーツ関連団体や国内外からの観光客に対応するバス発着場等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 134 のとおり決定する。【令和 6 年度着工予定】

<区が定める都市計画に係るもの>

・東京都市計画特定街区八重洲二丁目南特定街区 別紙 134

(3) ～ (9) 略

(10) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第 16 条の 6 に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業)

以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

①・② 略

③ 成田市全域【令和5年度中に実施】

以下 略

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 5 年 10 月 11 日

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ～ (5) 略

(6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

（国家戦略特別区域法第 19 条の 2 に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業）

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後 5 年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

①～② 略

③ NOVIGO Pharma 株式会社（福岡市西区、令和 3 年 1 月 22 日設立）

④ 株式会社 DEN 農（福岡市中央区、令和 4 年 7 月 28 日設立）

(7) ～ (16) 略

(17) 名称：国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業

内容：外国人エンジニアの就労促進に係る在留資格認定証明書交付に関する特例

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

スタートアップをはじめイノベーティブな国内企業の成長を担う海外の優秀な IT エンジニアを確保し、我が国における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、以下に掲げる地域において、外国人エンジニアの「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請の審査を迅速化するとともに、その期間を明確化して、外国人エンジニアの就労を促進する。

① 福岡市全域【令和5年度を目途に実施】

以下、略

つくば市 スーパーシティ型国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 5 年 10 月 11 日

つくば市スーパーシティ型国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 略

(2) 名称：国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業

内容：国家戦略特別区域データ連携基盤の整備

（国家戦略特別区域法第 2 条第 2 項第 3 号に規定する国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業）

つくばスマートシティ協議会が、先端的区域データ活用事業活動の実施を促進するため、データ連携基盤を整備し、データの安全管理等の措置を適切に講じつつ、移動・物流等の分野におけるオープンデータ及びクローズドデータを収集・整理の上、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体にデータを提供する。【直ちに実施】

(3) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

（国家戦略特別区域法第 19 条の 2 に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業）

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後 5 年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

① 株式会社 World Life Mapping（つくば市吾妻、令和元年 7 月 17 日設立）

② 株式会社 Closer（つくば市天王台、令和 3 年 11 月 29 日設立）

③ BioPhenolics 株式会社（つくば市春日、令和 5 年 2 月 1 日設立）

3 略

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1) ・ (2) 略

(3) 事項：近未来技術の実証事業を促進するための「つくば市近未来技術実証ワンストップセンター」の設置

内容：近未来技術である自動走行やドローン（小型無人機）及びAI・IoT等を活用した実証事業（以下「実証事業」という。）を促進することにより、近未来技術の早期実装を図るため、つくば市内において実証事業を実施しようとする者に対して、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「つくば市近未来技術実証ワンストップセンター」（以下「近未来センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和5年度中に設置】

i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及びつくば市

ii) 設置場所：つくば市役所（茨城県つくば市研究学園1丁目1番地1）

iii) 実施体制：センター長、事務責任者を配置する。

iv) 事業内容：近未来センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・ 実証事業に必要な手続に関する相談対応（関係機関への確認を含む。）
- ・ 関係機関への情報提供及び調整
- ・ 実証事業の場となる道路、土地又は施設の管理者との連絡調整
- ・ 実証事業の実施に係る地元関係者への周知
- ・ 国家戦略特区制度を活用した規制緩和に係る相談対応
- ・ その他実証事業の実施に必要な支援

大阪府・大阪市 スーパーシティ型国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 5 年 10 月 11 日

大阪府・大阪市スーパーシティ型国家戦略特別区域会議

1 国家戦略特別区域の名称

「大阪府・大阪市 スーパーシティ型国家戦略特別区域」

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業

内容：国家戦略特別区域データ連携基盤の整備

（国家戦略特別区域法第 2 条第 2 項第 3 号に規定する国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業）

大阪府が、先端的区域データ活用事業活動の実施を促進するため、大阪広域データ連携基盤（ORDEN）を整備し、データの安全管理、個人情報保護等の措置を適切に講じつつ、移動・物流等の分野におけるオープンデータ、クローズドデータ及びパーソナルデータを収集・整理の上、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体にデータを提供する。【直ちに実施】

(2) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第 16 条の 6 に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業）

大阪市が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、大阪市内における外国人による創業活動を促進する。【令和 6 年度中に実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、大阪・関西万博の開催地である「夢洲」、都心の大規模ターミナル前に立地する「うめきた 2 期」という 2 つのグリーンフィールドを中心に、大胆な規制改革と併せて、データ連携基盤を活用して複数の先端的サービスを実施することを通じ、移動・物流分野をはじめとして住民の生活の質の向上が図られるとともに、大阪市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1) 事項：大阪・関西万博に関連する仮設建築物の建築

内容：大阪・関西万博に関連して、以下のとおり、大阪市内に仮設建築物を建築する。

① 大阪駅前におけるシャトルバスターミナルの仮設待合所

大和ハウス工業株式会社が、大阪駅前（大阪マルビル跡地）において、大阪・関西万博の会場と大阪駅の間を結ぶシャトルバスのターミナルの仮設待合所を建築し、来場者の円滑な輸送を支えることで、大阪・関西万博の円滑な開催を通じた先端的サービスの社会実装を推進する。【令和6年9月に着工予定】

加賀市・茅野市・吉備中央町 革新的事業連携型国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 5 年 10 月 11 日

加賀市・茅野市・吉備中央町革新的事業連携型国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 略

(2) 名称：国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

内容：旅館業法の特例

（国家戦略特別区域法第 13 条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業）

国家戦略特別区域法第 13 条第 1 項に規定する特定認定を受けた者が、次に掲げる地域において、海外からの観光客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。

① 吉備中央町全域【令和 6 年 4 月より実施予定】

3 略

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1) 事項：外国人を含めた開業を促進するための「加賀市開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等（以下「法人設立等申請」という。）をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「加賀市開業ワンストップセンター」（以下「ワンストップセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和 5 年度中に設置予定】

i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び加賀市

ii) 設置場所：加賀市イノベーションセンター内

iii) 実施体制：施設長、申請サポート担当、受付スタッフを配置する。

・施設長は、加賀市イノベーションセンター長と兼務し、本事業が「区域方針」及び「加賀市・茅野市・吉備中央町革新的事業連携型国家戦略

特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁と行う。また、施設長は、その運営に関する責任を負う。

- ・申請サポート担当は、加賀市が担い、法人設立等申請の手続き支援等を行う。

- ・受付スタッフは、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。

iv) 事業内容：ワンストップセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。なお、要望に応じ英語対応を実施する。

- ・申請サポート担当による申請書等の作成支援

- ・受付スタッフから各省庁の管轄する窓口への連絡調整

- ・セミナーの開催によるワンストップセンターの取組の広報 等

v) その他：予約優先。相談対応時間は、土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び施設の保守等に要する日を除く、午前9時から午後5時までとする。